

公募公告

本業務を実施可能な者を下記のとおり公募します。
令和 8 年 4 月 22 日

支出負担行為担当官
消防庁消防大学校
庶務課長 伊藤 信宏

記

1 公募件名

消防研究センター燃焼実験棟東面外壁等改修工事一式

2 事業概要

消防研究センター燃焼実験棟東面は、平成 28 年度に外壁タイルの剥落等が生じ、人身事故を防止するため緊急的な応急措置工事を施工したが、その後、10 年以内で東面外壁から大量の水漏れ等でタイルが剥がれそうな状態が生じている。

このため、改めて当該応急措置工事施工業者による東面外壁全体の現状調査を実施した結果、相当程度、劣化が進行している状態であることが判明したため、原因を特定させるとともに、東面全体の外壁等改修工事を行うものである。

3 公募期間

令和 8 年 5 月 12 日(火) 12 時まで
下記提出先必着分に限る。

4 契約形態

請負契約

5 応募の資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供(建物管理等各種保守管理又はその他)」の A、B、C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 総務省及び他省庁等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - A 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 本応募参加資格のない者の提出書類等は、無効とする。

6 応募条件

仕様書に示された工事の施工が可能なこと。

7 工事内容

仕様書のとおり。

8 応募提出書類

公募応募要項による。

9 応募書類提出先及び問い合わせ先

(1) 応募書類提出先

〒182-8508 東京都調布市深大寺東町 4-35-3
消防庁消防大学校庶務課 清田、田浦
電話：0422-46-1720 FAX：0422-46-1721

(2) 問い合わせ先

消防大学校庶務課総合管理係 田浦、岡
電話：0422-46-1720 FAX：0422-46-1721